

指定指導員

2018/4/1 現在

支部	氏名	所属
北海道	藤田 宜且	いしかり手打ちそば同好会
	吉田 勝	分いしかり 札幌星置きそば道場
	甫木 美千子	北海道そば研究会
	中村 雅義	幌加内そばスクール
	後藤 篤雄	いしかり手打ちそば同好会
	白内 拓郎	おしゃまんべそば打ちサークル
	小林 安晴	道南ブロックそば推進協議会
東日本	飯田 良男	さいたま蕎麦打ち倶楽部
	浅見 周司	つくば蕎麦愛好会
	芳田 時夫	栃木のうまい蕎麦を食べる会
	土屋 博一	江戸流手打ち蕎麦 鶴合之衆
	掛札 久美子	いばらき蕎麦の会
	柏倉 寛充	宮城手打ちそば研究会
	熱田 成治	江戸流手打ち蕎麦 鶴合之衆
中日本	西川 朋子	信州蕎麦の会
	山本 修作	NPO法人信州そばアカデミー
	大塚 裕一	富山そば研究会
	原 秀夫	信州そばアカデミー
西日本	奥田 成子	下河内の里山を守る会
	篠原 美文	尾道そば道場
	山本 剛	備中そばりえの会
	前田 幸彦	関西みやこ蕎遊会
	大沼 健太郎	和泉蕎麦倶楽部
	今川 隆	永沢寺そば打ち愛好会

第14条 指定指導員

- 1 全麵協に指定指導員を置く
- 2 指定指導員は、段位認定事業部が四段位又は五段位に認定されている者の中からそばに関する高い知識及び技能を有し、かつ人格的にも他から尊敬され、そば打ち指導者として段位認定制度の普及に貢献できると認められる者で、全麵協会費納入規程に定める個人会員として納入基準金額を納付している者の中から推挙し、理事長が指名した者をもってあてる
- 3 指定指導員は、段位普及部会長の指示により第4条第2項の任務を遂行するものとする
- 4 指定指導員の運用に関する事項は、別に定める

指定指導員運用規程

（目的）

第1条 この規程は、素人そば打ち段位認定制度基本要綱（以下「基本要綱」という）第14条に定める「指定指導員」の円滑な運用に関する事項を定めることを目的とする。

（指定指導員の配置）

第2条 指定指導員は、各支部におおむね2～3名を配置するものとする。

- 1 指定指導員の選任については、基本要綱第14条の定めるところによるが、段位認定事業部における推挙にあたっては、過去の実績や指導能力、知識力等慎重に検討するものとする。

（指定指導員の任務）

第3条 指定指導員は、段位普及部会及び各支部と連携して次の任務を遂行するものとする。

- 1 そば打ちの基本的技能を習得するための研修会における指導
- 2 全麵協が開催するそばに関する知識の講習会における指導
- 3 段位認定事業部が各支部と連携して行う地方審査員審査技術研修会における指導
- 4 その他段位認定部会が開催する研修会、講習会等における指導

（段位認定部会との連携）

第4条 前条における指導を指定指導員が担当する場合は、段位普及部会と緊密な連携を図らなければならない。

- 1 段位普及部会は、そば打ちの基本的技能について研究を重ね、指定指導員と共通の認識のもとに研修会等が開催されるように努めるものとする。
- 2 段位普及部会は、各支部と連携して毎年度1回以上「指定指導員会議」を開催するものとする。

(指定指導員の任期)

第5条 指定指導員の任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない。

(経費負担)

第6条 前条に定める研修会等における経費は、原則として参加者からの会費等で賄う。

付則

この規程は、平成26年5月17日から施行する。